

I はじめに

現代の日本社会は、物質的には豊かになったものの、人間関係が希薄化する傾向にあるという問題、学校が子供たちの多様な実態に十分対応できていないという問題など、様々な問題を抱えている。そうした中で、子供たちについては、生活体験・社会体験・自然体験、異年齢者との交流、社会性が不足しているのではないか、他人への思いやり、生命や人権の尊重、正義感や遵法精神等の基本的な倫理観が十分養われていないのではないか、自己抑制力、自立心等が十分身に付いていないのではないか、ストレスを抱えているのではないか、など様々な問題が懸念されており、これらがいじめ等の問題の背景とされてきている。また、情報技術の進展等に伴い、SNS内でのいじめの増加等、「いじめ問題」はますます複雑化してきており、いじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について、理解を深めるとともに改めて確認していかなければならない状況である。

このような状況の中、国においては、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（平成25年法立第71号。以下「法」という。）が施行され、同年10月に「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定された。

しかしながら、法の施行後も教職員の不適切な対応等により、いじめを背景とした児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案や保護者等に対して大きな不信感を抱かせたりする事案などが全国的に発生している状況である。

こういった状況を踏まえて、国は、平成29年3月に「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定するとともに、新たに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定した。また、山形県教育委員会でも、平成29年10月に「山形県いじめ防止基本方針」を改定し、いじめの防止に向けた社会全体の気運を一層高め、実効あるいじめ防止対策を進めているところである。

本校でも、「いじめはしない、させない、許さない！」学校づくりのために、いじめに関する「未然防止・早期発見・早期対応・組織的対応」等を柱とした「南山形小学校いじめ防止基本方針」を平成26年2月に策定したが、国及び県の「いじめ防止基本方針」の改定や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定を受けて、この度、本校の「いじめ防止基本方針」を改定することにした。いじめについては、特定の教職員だけが抱え込むことなく、教職員がチームとして共通理解を図り、組織的に対応することが大切である。全校生一人一人が生き生きとした学校生活を送れるよう、本校改定版の「いじめ防止基本方針」について、全教職員が理解を深め、実効あるいじめ防止対策を進めていく必要がある。

～改定のポイント～

- ① いじめの態様について、具体的に記載した。
- ② 教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識について記載した。
- ③ インターネット上のいじめへの対応について、詳細に記載した。
- ④ 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づく「いじめの解消」について記載した。
- ⑤ 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づく「特に配慮を要する児童への対応」について記載した。
- ⑥ 国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づく「重大事態への対処」について記載した。
- ⑦ いじめ防止対策に関する年間計画を記載した。

Ⅱ 基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条では、「『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義している。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

【いじめの態様】

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

2 基本的認識

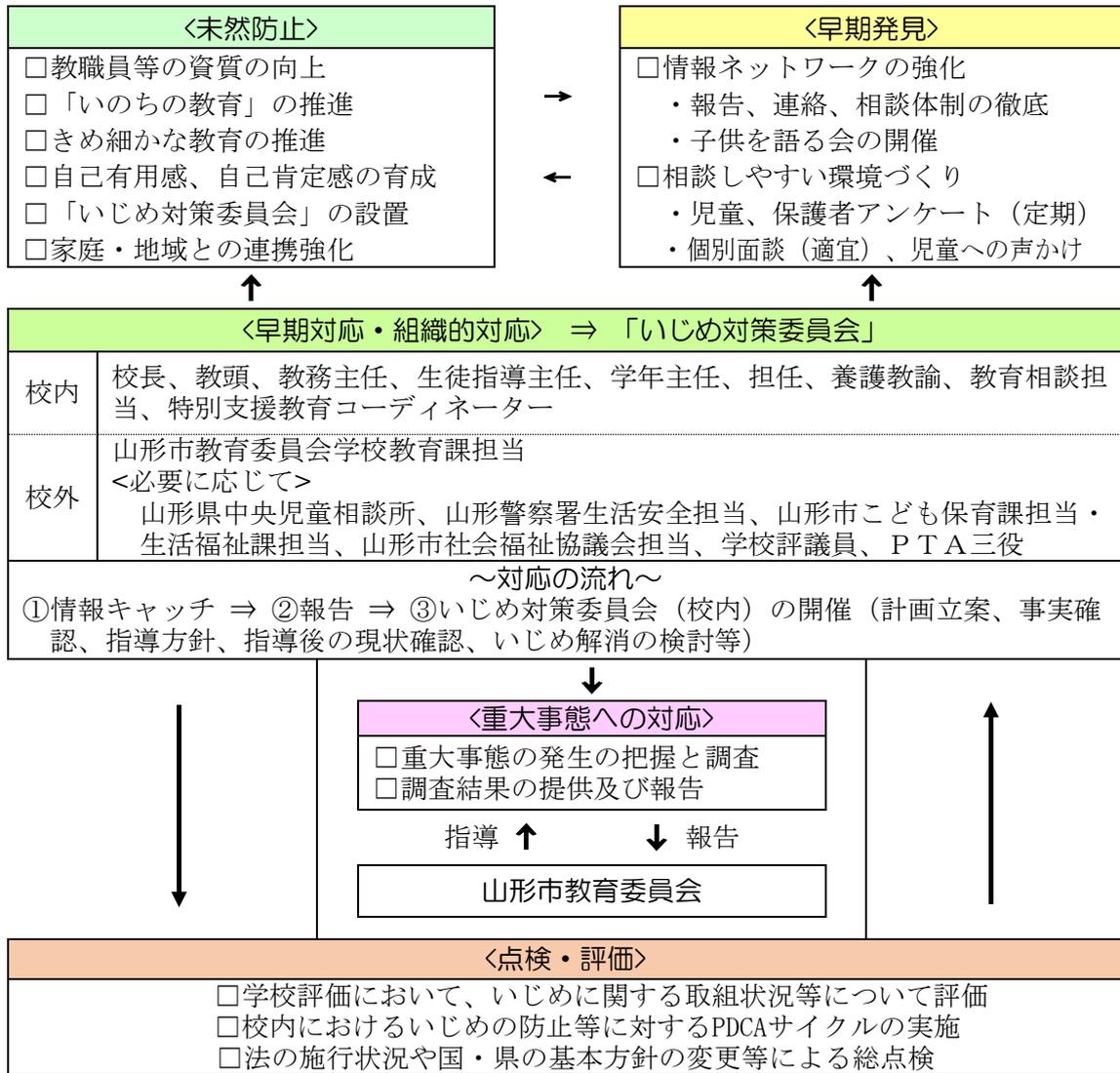
（1）学校及び教職員の責務

- ① 児童の保護者、地域住民、その他の関係機関の連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に組織的に取り組む。
- ② いじめを受けた児童を徹底して守り通すとともに、早期解消のため組織的に適切かつ迅速に対処する。

（2）教職員の基本的認識

- ① いじめはどの子供にもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

Ⅲ 本校のいじめ防止の取り組み（概要）



※自己有用感：人の役に立った、人から感謝された、人から認められた…等、自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかということをも自分自身で認識すること。

※自己肯定感：自分に対する評価を行う際に、自分のよさを肯定的に認める感情のこと。

Ⅳ 未然防止

1 教職員の資質向上

（1）授業改善

- ① 日頃から、わかる授業や全ての児童が参加・活躍できる授業の実現に向けた授業改善に努める。
- ② 「生徒指導の三機能を生かした授業づくり」を目指し、いじめの問題の未然防止に努める。

※生徒指導の三機能：①児童生徒に自己存在感を与えること ②共感的な人間関係を育成すること ③自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助すること
(文部科学省：2007)

（2）校内研修の充実

- ① 「生徒指導提要」（文部科学省）や「生徒指導リーフ」（国立教育政策研究所）を資料とした、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等への研修を適宜行い、教職員のいじめに関する理解の深化及び共通認識を図る。

2 第6次山形県教育振興計画に則った、「いのちの教育」の推進

(1) 学校における取り組み

- ① 教育活動全体を通じて「かけがえのない生命の尊さ」や「人と人の関わり」、「自らの生き方」の理解につながる教育活動を、児童の発達段階に応じて系統的に展開していく。
- ② 「『生命』の大切さを学ぶ教育プログラム」（山形県教育委員会：平成25年3月）や「人権教育の指針」（山形県教育委員会：平成28年3月）を参考にしながら、教育活動全体を通じた「道徳教育」や「人権教育」を進める。
- ③ 定期調査時（6月・11月）に、「いじめ根絶」に関する学習（「いのちの教育」）を実施する。
 - ※「いのち」：生命(せいめい)の側面と生き方の側面の総称。
 - ※「生命(せいめい)」：親またその親から受け継がれ、子また次世代へと受け継いでいく、はるかなる時間の中に存在するもの。

(2) 家庭・地域の取り組み

- ① 家庭においては、子供の自尊感情を高めるとともに、健全な生活習慣の形成を図る。
- ② 地域においては、子供との「かかわり」と「つながり」を大切にされた地域づくりを進める。

3 児童理解に基づくきめ細かな教育の推進

(1) 子供たちの眼差しと信頼

子供たちは、教職員の一举手一投足に目を向けていることから、教職員の何気ない言動が、子供たちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。したがって、教職員は、子供たちの良きモデルとなり、慕われ、信頼される努力をする。

(2) 教職員の気づき

教職員は、子供たちと同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、子供たちと場を共にすることが必要である。その中で、子供たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を磨く努力をする。

(3) 児童理解の工夫

- ① 日常的な児童との会話や観察、定期的なアンケート調査、個人面談等を実施する。
- ② 教職員が、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる風通しの良い職場の雰囲気づくりに努める。
- ③ 少人数学級編制による児童一人一人と向き合える環境を活かし、「児童の言動に注意を払う」「児童の声を傾聴する」ことで、一人一人の気持ちの有り様をきめ細かく捉えていく。

4 児童の自己有用感、自己肯定感の育成

(1) 「子供の自立」を育む

「子供の自立」を育むとは、「『適切な判断』ができる力」や「自己有用感」、「『共感的人間関係』を築くことができる力」を育むことである。

※「共感的人間関係」を築くことができる力

自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力

(2) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

- ① 主体的な活動を通して、子供たちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自己肯定感」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組を大切にする。
- ② 授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を大切にし、それぞれの違いを認め合う仲間づくりに取り組む。
- ③ 児童自身が困難や課題を克服し、「自己有用感」をもてる機会を大切にする。
- ④ 「共感的な人間関係」の中で、規範意識を育む機会を大切にする。

(3) 社会参画活動、異学年交流活動の充実

地域行事やスポーツイベントへの参加を奨励するとともに、異年齢交流活動等を充実させる。

(4) 児童が主体的に取り組むこと

児童会によるいじめ撲滅の宣言や「ありがとうボックス」の設置等、児童自らがいじめの問題について主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

5 組織体制の整備・充実

(1) 「いじめ防止等のための組織」の設置（いじめ防止対策推進法 22 条）

① 概要

学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行う「いじめ対策委員会」を置く。

◇校内職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、担任、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター

◇校外関係者：山形市教育委員会学校教育課担当

〈必要に応じて〉

山形県中央児童相談所、山形警察署生活安全担当、山形市子ども保育課担当・生活福祉課担当、山形市社会福祉協議会担当、学校評議員、PTA三役

※ 校長は、必要に応じて教育委員会と協議し、校外関係者も交えた組織を置く。

② 役割・具体的取組

- ・学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等を行う。
- ・いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集及び記録、情報の共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応について協議する。

(2) 教育相談体制・生徒指導体制の充実

① 教育相談体制

- ・相談を受けたり、面談活動を行ったりして、児童の心の声を拾いあげ、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ・教育相談担当者、生徒指導主任、担任、養護教諭等の連携により、教育相談体制を機能させる。

② 生徒指導体制

- ・指導方針の共有、組織的指導を常に意識して指導、支援にあたる。

(3) 校務の効率化

教職員が児童理解に努め、授業を中心に児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

6 家庭・地域との連携強化

(1) 公表

学級懇談会、各種通信（学校・学年・学級）等を通じて「いじめ防止基本方針」やその取組、学校評価の結果等について周知するとともに、いじめ問題について、家庭や地域と緊密な連携協力体制を構築する。

(2) 啓発活動・情報共有

「いじめ問題」に関する研修する機会並びに情報共有の場を設け、家庭・地域と連携した対策を推進する。

V 早期発見

1 情報ネットワークの強化

(1) 情報の収集・共有の工夫

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、次のことに努める。

- ① 児童が日頃からいじめを訴えやすい学級経営や児童と担任の強固な信頼関係を構築する。
- ② 児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ③ 教職員相互が積極的に児童の情報交換、情報共有を行い、早期にいじめを認知する。
- ④ 休み時間や放課後の雑談の中などで児童の交友関係や悩みを把握する。
- ⑤ 学級懇談会等の機会を活用して、情報収集に努める。

(2) 日々の観察と視点

- ① 「子供がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子供たちとともに過ごす機会を積極的に設ける。
- ② 成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握し、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

2 児童・保護者が相談しやすい環境づくり

(1) 「心の健康週間」の設定

児童が「SOS」を発しやすい（援助希求をしやすい）機会を作るために、毎月第1週を「心の健康週間」として位置づけ、適宜「心の健康チェック（簡単なアンケート調査）」や必要に応じて個別面談を実施する。

＜心の健康チェック項目＞

- 問1 いま、学校でがんばっていることは何ですか。
- 問2 こまっていることやなやんでいることは何ですか。
- 問3 あなたのまわりに、こまっている人やなやんでいる人はいませんか。

(2) 「いのちの安全安心月間」の設定

毎年6月・11月を「いのちの安全安心月間」として位置づけ、定期的「いじめアンケート調査」（児童・保護者）に基づき、適宜個別面談を行う。

(3) 児童生徒の文章や記録、学級通信等の活用

- ① 教職員は、児童生徒の文章や描いた作品等をきっかけとした声かけや丁寧なコメントの記入を通して、児童と意思疎通できる信頼関係づくりに努めるとともに、交友関係や悩みの把握に努める。
- ② 児童の様子は積極的に学校通信（学年・学級通信）等で保護者に発信するなどして、学校教育（学校経営）に対する保護者の信頼と理解を得る。

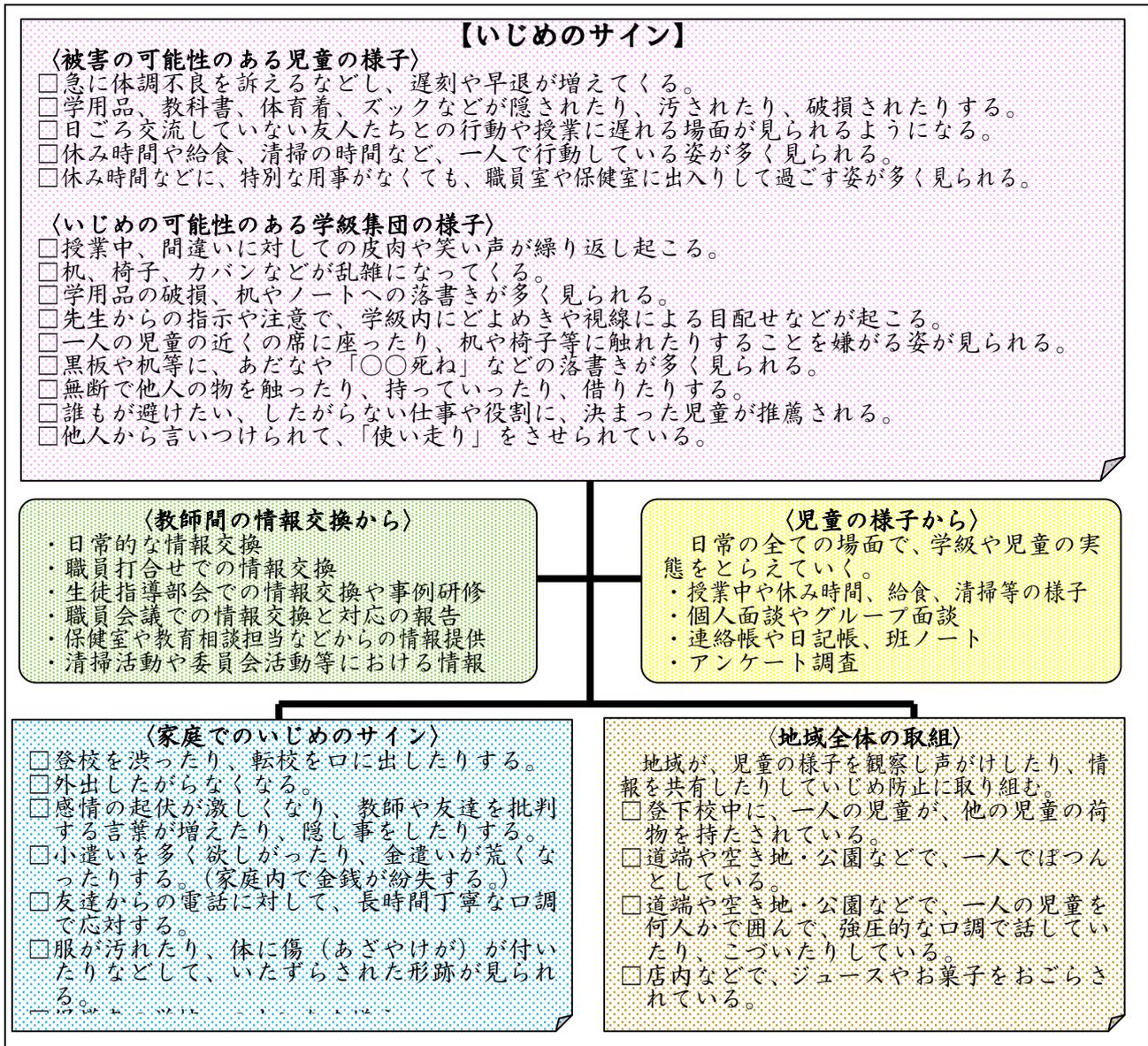
(4) 定期調査等の実施

- ① 県教育委員会による「いじめ発見調査アンケート」を定期に実施する。（6月・11月）
- ② 県教育委員会作成の「チェックリスト（教師用）」を活用し、定期に教職員がいじめに関する点検・検証を行う。（6月・11月）

(5) 相談窓口の設置と周知

児童及び保護者に、学校の相談窓口の他、県教育委員会の相談ダイヤル・メール相談窓口、山形市教育委員会の相談窓口等、いつでも誰でも相談できる体制があることを周知し、一人で悩まず声に出していくことが大切であることを啓発していく。

3 早期発見のポイント



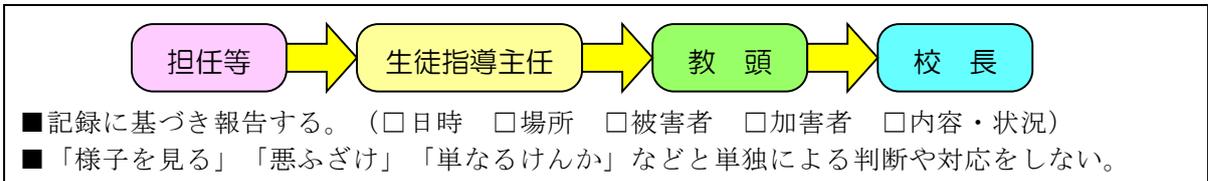
VI 早期対応・組織的対応(いじめに対する措置)

1 組織的対応のフロー図

◇児童の気になる情報をキャッチ

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> いじめられた児童や保護者からの訴え | <input type="checkbox"/> 他の児童からのいじめ情報 |
| <input type="checkbox"/> いじめらしき現場の発見 | <input type="checkbox"/> 児童の言動によるいじめのサイン |
| <input type="checkbox"/> 家庭や地域からのいじめらしき情報 | <input type="checkbox"/> アンケート調査、悩み調査 など |

◇情報を受けた教職員は校内で報告【単独での判断・対応は禁物。素早く組織で対応】



◇いじめ対策委員会①(校内組織)【当該児童への聴取前】

(1) 構成員	校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、担任、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター
(2) 資料	いじめ報告記録、被害・加害児童に関する資料（家庭環境調査票等）
(3) 会議内容	①事実確認のための計画 <input type="checkbox"/> 被害児童、加害児童、周囲の児童との面接 <input type="checkbox"/> 役割分担 <input type="checkbox"/> 保護者への連絡 ②事実確認の項目 <input type="checkbox"/> いじめの状況（日時、場所、人数、様態や集団の構造） <input type="checkbox"/> いじめの動機や背景 <input type="checkbox"/> 被害・加害児童の言動とその特徴 <input type="checkbox"/> 保護者の情報 <input type="checkbox"/> 教職員の情報 <input type="checkbox"/> 他の問題行動等との関連 等

◇事実確認の実施【文書で集約】

【児童】

被害児童	<input type="checkbox"/> 教師は、被害者の立場に立ち、子供を支える姿勢で接する。 <input type="checkbox"/> いじめられていることを語りたがらない場合、急がず、気持ちに寄り添って話を聞く。
加害児童	<input type="checkbox"/> いじめていると感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならずに、受容的に聞く。 <input type="checkbox"/> いじめには、けんか両成敗的な指導をしない。
周囲の児童	<input type="checkbox"/> 事実を確認する段階では、安易に善悪の判断をしない。 <input type="checkbox"/> 内容に矛盾がないかどうかを慎重かつ多角的に検討し、事実関係を明確にする。 <input type="checkbox"/> 当事者以外から情報提供されたとき、情報源に迷惑がかからないように配慮する。

【被害・加害児童の保護者】

- 保護者とは、直接会って面談し、保護者の立場や心情に十分に配慮しながら、現段階での状況と今後の対応について説明する。
- 保護者の考えや要望等が具体的に何であることを確認し、話を終えるよう配慮する。

◇いじめ対策委員会②(校内組織)【市教委へ第一報】

【会議の内容】

- ①指導方針の検討・決定及び指導体制の確立
被害児童担当 加害児童担当 保護者との連携担当 周囲の児童担当
- ②いじめが長期化・複雑化した場合を想定した関係機関との連携の必要性の有無

◇いじめ解決への指導・支援と人間関係の回復

〈被害児童担当〉	〈加害児童担当〉	〈保護者との連携担当〉
<input type="checkbox"/> つらさや苦しさに共感的理解を示す。 <input type="checkbox"/> 解決まで必ず守りとおすことを伝える。 <input type="checkbox"/> いじめ防止への強い姿勢を伝える。 <input type="checkbox"/> 保護者や加害児童への働きかけについて相談しながら進める。 <input type="checkbox"/> 自信をもって学校生活を送れるように、継続して指導する。 <input type="checkbox"/> 加害児童及び周囲への影響を考慮して、指導・支援にあたる。	<input type="checkbox"/> 行為を中立の立場で冷静に確認する。 <input type="checkbox"/> いじめの意図を確認する。 <input type="checkbox"/> 本人の気持ちを理解し、継続的にかかわっていく。 <input type="checkbox"/> 集団の場合は、個別指導と並行して、グループへの指導を継続して行う。 <input type="checkbox"/> きちんとした謝罪と今後の決意を表明させる。 <input type="checkbox"/> 長所を再認識させ、長所を活かす生活の在り方について確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ●被害児童の保護者 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>確認した事実関係を正確に伝える。 <input type="checkbox"/>学校の安全管理が不十分であった場合は、素直に認め、謝罪する。 <input type="checkbox"/>再発防止策などの指導方針を具体的に説明し、理解を得る。 ●加害児童の保護者 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>確認したいじめ行為等の事実を正確に伝える。 <input type="checkbox"/>学校としての対応を説明し、保護者の協力が不可欠であることを伝える。 <input type="checkbox"/>謝罪について確認・相談する。

〈周囲の児童担当〉

- いじめられている児童のつらい気持ちを考えさせ、いじめの卑劣さを理解させる。
- はやし立てる行為は、直接手を下さなくても、いじめと同じであることを理解させる。
- いじめを止めたり、教職員に伝えたりすることは、正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。

◇いじめ対策委員会③(校内組織)【継続指導・経過観察】

【経過観察】

- 「いじめのサイン」、「交友関係」、「前向きな生活」、「保護者による情報や意見」などの視点での観察後、三者面談(本人、保護者、担任等)を行い、「いじめられている」という本人及び保護者の意識について、現状を確認する。

【いじめのその後の検討】

- 「発生したいじめが解決したと判断できるか」「これまでの指導・支援の方針を再検討する必要はあるか」について、指導後の状況を多角的に確認する。(本人、周囲、保護者などからの定期的な聞き取り)

◇最終いじめ対策委員会(校内組織)【最終判断】

【会議の内容】

■いじめが解決したと認定について

⇒解決していない場合は「いじめ対策委員会②」へ戻り、再検討

⇒解決した場合は、いじめ未然防止の取組へ移行

※状況に応じて、山形市教育委員会と連携を図り、事態に対処する。

2 素早い事実確認・報告・相談

学校は、発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱えこまず、速やかに組織的に対応する。

〈把握すべき情報〉

- ◆誰が誰をいじめているのか?……………【加害者と被害者の確認】
- ◆いつどこで起こったのか?……………【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか?どんな被害を受けたのか?……………【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か?……………【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか?……………【時間】

〈要注意〉

児童の個人情報は、その取扱いに十分注意すること

【留意事項】

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- ② 事実確認を行い、「いじめ対策委員会」で話し合った後、いじめた児童へ適切に指導する。軽微な事案でも関係職員へ連絡し、以後の見守りに生かす。
- ③ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合、真摯に傾聴する。
- ④ いじめの疑いがある行為には、早い段階から適切に関わりを持つとともに、いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保する。

3 発見・通報を受けての組織的な対応

- ① 発見、通報を受けた教職員は躊躇なく、「いじめ対策委員会」に報告し組織的対応を図る。
- ② 当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴取するなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って、教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者にも連絡し、事後の対応に当たる。

4 被害者への対応及びその保護者への支援

(1) 事実確認

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方をせず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊心を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

(2) 事実の伝達

家庭訪問等により、保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者の気持ちに十分寄り添い、徹底して守り通すことを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の

状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。

(3) 支援体制の整備

- ① いじめられた児童にとって信頼できる人（友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ② いじめられた児童が安心して学習活動等に取り組むことができるよう、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ③ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

5 加害児童及びその保護者への対応

(1) 事実確認

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携していじめを止めさせる。また、必要に応じて「いじめ対策委員会」校外関係者の協力を得て、その再発を防止する。

(2) 事実の伝達

迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

(3) 事後指導

- ① 教育的配慮の下、加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ② 加害児童を指導することにより、逆に加害児童がいじめの対象とならないよう配慮する。
- ③ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ④ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、警察との連携による措置も含め、計画的に指導する。
- ⑤ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、児童に対して適切に懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。又、状況に応じて出席停止制度の活用について教育委員会と協議する。

6 いじめを見ていた児童への対応

- ① 自分の問題として捉えさせる。
- ② いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ③ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ④ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度の重要性を指導する。
- ⑤ いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、平常のかかわりができるようになることによって判断されるということを指導する。
- ⑥ 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

7 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

(1) 実態把握と対応

- ① インターネット上のいじめの類型を知り、随時情報収集に努める。不適切な内容等を認知した際は、被害の拡大を避けるため、直ちに必要な措置を講じる。

※類型：◇掲示板・ブログ・プロフによるインターネット上のいじめ

◇メールによるインターネット上のいじめ

◇SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用したインターネット上のいじめ

◇その他（口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットによる書き込み、画像投稿等）

- ② 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めたり、必要に応じて山形地方法務局の協力を求める。
- ③ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに山形警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) 未然防止・早期発見・早期対応

- ① 教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ② 山形地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知を図る。

※学校ネットパトロール：学校非公式サイト、ブログ、プロフ等に、誹謗中傷の書き込みなどが行われ、「ネット上のいじめ」等が起きていないかチェックし、学校等へ情報の提供を行う取組のこと。

(3) 家庭・地域との連携

パスワード付きサイトやSNS、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者や地域に対しても学年・学級懇談会、学校通信等で積極的に理解を求めていく。

8 いじめの解消・特に配慮を要する児童への対応

(1) いじめの解消の要件

- ① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(2) 特に配慮を要する児童への対応

- ① 発達障がいを含む、障がいのある児童

・発達障がいを含む、障がいのある児童が関わるいじめについては、教職員が個々の児童の障がいの特性への理解を深める。

・個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

- ② 海外から帰国した児童や外国人の児童

・外国につながる児童は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。

・教職員や児童、保護者等に対して、外国人児童等の理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

- ③ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒

・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童へのいじめを防止するため、性同一性障がい

や性的指向・性自認について、教職員に対し正しい理解を周知・促進する。

④ 被災児童生徒

- ・東日本大震災等により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解する。
- ・当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童へのいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

VII 重大事態への対処

1 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条では、次に掲げる場合を重大事態と定義している。

- ◆ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ◆ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【重大事態と想定されるケース】

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた場合（30日を目安とする。）
- ⑥ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

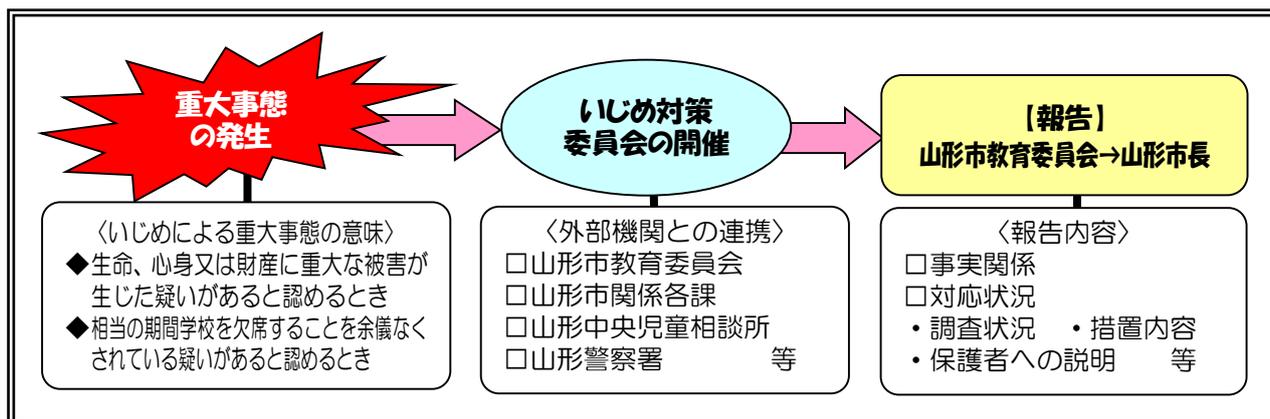
2 報告

重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、素早く山形市教育委員会を通じて山形市長へ報告する。

3 対応等

重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、再発防止等については、山形市教育委員会の指導を受けながら、関係機関等と連携を図りながら進める。

4 対処の流れ



VIII 点検・評価

1 学校評価

- ① 学校評価において、その目的を踏まえて、いじめの問題を取り扱う。
- ② 児童や地域の状況を十分踏まえた目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価する。

- ③ 評価に当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、校長判断で、個人名を伏せて事実を伝えることで、いじめの実態把握や対応が促されるようにする。
- ④ 評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

2 校内におけるいじめの防止等に対するPDCAサイクル

- ① 「いじめ対策委員会」を主とした組織的な対応による、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応の取組について児童の視点で随時検証し改善を図る。
- ② 学期末の職員会議において、いじめの問題への対応についての成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にする。

※PDCAサイクル：P(計画)⇒D(行動)⇒C(点検・評価)⇒A(改善)

3 基本方針の総点検

当該基本方針の策定から概ね3年の経過を目途として、法の施行状況や国・県の基本方針の変更等を勘案し、本校の基本方針の総点検を行い、必要があると認められたときは、その結果に基づいて措置を講じる。

IX 年間計画

項目	心の健康 チェック	・定期調査 ・いのちの教育	面談等		学校評価			校内研修 (職員会議時)	子供を 語る会	外部と の連携
			児童	保護者	教職員	児童	保護者			
4月			適 宜 実 施	学年・学級 懇談会				上旬	下旬	
5月	上旬									学校評議員会①
6月		上旬								民生委員 児童委員懇談会
7月	上旬			学年・学級 懇談会	上旬				下旬	
8月									下旬	
9月							下旬			
10月	上旬			個別面談						
11月		上旬	上旬							
12月	上旬		適 宜 実 施	学年・学級 懇談会	上旬					
1月						上旬	上旬	上旬	上旬	
2月	上旬			学年・学級 懇談会						学校評議員会②
3月	上旬									

※心の健康チェック：「心の健康週間」（毎月第1週）に適宜行う簡単なアンケート調査

※定期調査：6月・11月に実施する「いじめアンケート調査」

※いのちの教育：生命と生き方の二つの側面に関する教育の総称（いじめに関する学習を含む）

※子供を語る会：児童の実態等について、教職員が共通理解を図る会議

※学校評議員会：学校が、家庭や地域と連携協力して子供たちの健やかな成長を図っていくための組織